

医療安全管理指針

○ 安全管理に関する基本的な考え方

獨協医科大学埼玉医療センター(以下「本院」という)は、本院の理念に基づいた患者を中心とした医療に取り組み、良質で安全な医療を提供することを通じて、全教職員が患者とより良い信頼関係を構築し、医療事故防止(安全管理体制の確保)の徹底を図るため、ここに医療安全管理指針を定める。

○ 医療安全管理委員会・その他の組織に関する基本的事項

本院における医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供体制を確立するために、「医療安全管理委員会」(以下「委員会」という)を設置するとともに、委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に本院の安全管理を担う部門として「医療安全管理室」を設置する。

また、実際にそれぞれの医療現場で事故防止の取り組みを行う体制を整備するため、その中心的な役割を担う教職員として「リスクマネージャー」を任命する。

委員会は医療安全管理委員会規程にもとづき管理及び運営する。(別紙医療安全管理委員会規程参照)

○ 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

本院では、病院全体に共通する安全管理に係わる内容について、医療安全管理委員会の企画の下に、全教職員を対象とする安全管理に関する研修会を年2回以上計画的に開催する。

○ 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

医療に係る安全管理の確保のため、広くインシデント・アクシデント事例を収集し、集積・分析・対策に基づく改善策の策定および、その実施状況の評価を行うこととする。なお、報告は本目的のために使用するものであり、報告を行った教職員に対して、これを理由として何ら不利益を受けるものではない。

○ 医療事故発生時の対応に関する基本方針

患者に重大な事故等が発生した場合には、まず患者に対して可能な限りの救急処置を講じ、最善の処置を施すとともに、患者や家族に誠意を持って説明し誠実に対応する、また、病院として事故原因を調査究明し、再発防止に万全の措置を講ずるものとする。病院長及び医

療安全室長が協議の上、必要と判断されたときに、病院長が事故対策委員会・事故調査委員会を召集する。

○ 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者の相談に適切に対処し、診療提供者との良好な信頼関係を維持し、より良い医療を提供する。その際の相談窓口は総合患者支援センターとする。なお、医療安全に関するものは医療安全管理室相談窓口で対応する。また、患者から寄せられた相談や苦情は、本院の安全対策等の見直しにも活用するものとする。

○ その他医療安全の推進のために必要な基本方針

常に本院の安全管理体制の点検・見直しを行い、組織横断的に連携を取り、情報の共有化を図りながら医療の安全性の向上に努める。

本院における院内感染の防止については、院内感染防止委員会発行、院内感染防止対策の基準参照。

医薬品の安全管理体制については、医療安全管理室 menu 内 6. 薬剤関連より「医薬品の安全使用のための業務手順書」参照。

医療機器の保守点検・安全体制については、中央管理機器運用マニュアル参照。

○ 患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本方針は、掲示板に提示し、患者等と情報の共有をするものとする。

本方針は、患者及び家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

附則

制定 平成 19 年 10 月 1 日

改定 平成 29 年 12 月 1 日

改定 平成 30 年 11 月 1 日

改定 令和 5 年 3 月 1 日